平 成 25 年 度

都 市 局 関 係 予 算 概 要

平 成 25 年 2 月

国 土 交 通 省 都 市 局

目　　次

Ⅰ．平成２５年度都市局関係予算総括表

１．平成２５年度都市局関係予算事業費・国費総括表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２．平成２５年度都市局関係財政投融資計画等総括表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
３．平成２５年度都市開発資金予算総括表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
４．平成２５年度行政経費予算総括表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

Ⅱ．主な新規・拡充制度

１．復興と防災対策の推進
（１）復興に向けたまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（２）都市防災の推進
①　津波避難施設等の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
②　宅地の液状化対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
③　密集市街地の不燃化対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
④　官民連携による駅周辺等の帰宅困難者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
⑤　災害時の広域避難に係る都市施設の安全確保対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
⑥　地下街等における安心避難対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

２．地方都市の再構築（リノベーション）・コンパクトシティの推進
（１）都市の中心拠点・生活拠点の形成
①　地域の生活に必要な都市機能の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
②　公的不動産の活用による都市の再構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
（２）中心拠点への都市機能の移転等の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
（３）都市の再構築に資する民間事業に対する金融支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（４）みどりと調和したコンパクトなまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

３．エネルギー・環境対策の推進
（１）低炭素まちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
（２）自立エネルギー型都市づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
（３）先進的緑化技術の開発支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

４．国際競争力強化に向けた都市基盤整備の推進
○ 国際物流拠点の整備・再整備等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

Ⅲ．平成２５年度税制改正事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

Ⅰ．平成２５年度　都市局関係予算総括表

１．平成２５年度都市局関係予算事業費・国費総括表

区　　分	平成25年度（A）	
	事業費	国費
国営公園等	**32,625**	**27,153**
うち国営公園整備	10,933	10,933
うち国営公園維持管理	10,801	10,801
都市環境整備	**158,248**	**13,183**
市街地整備	**158,248**	**13,183**
都市水環境整備	**0**	**0**
土地区画整理事業資金融資（住宅対策）	**4,724**	**0**
一般公共事業計	**195,597**	**40,336**
災害関係	**691**	**400**
都市災害復旧事業	191	150
特殊地下壕対策事業	500	250
行政経費	**6,188**	**2,883**
合計	**202,476**	**43,619**

（単位：百万円）

前年度予算額（B）		倍率（A／B）		備考
事業費	国費	事業費	国費	
37,634	**30,380**	**0.87**	**0.89**	1．本表のほか、社会資本整備総合交付金 903,136百万円、防災・安全交付金 1,045,953百万円があり、これらには地域自主戦略交付金の廃止に伴う移行額 515,675百万円が含まれる。 2．復興庁計上（平成25年度）の (1)東日本大震災復興交付金の全体額は 591,774百万円である。 (2)社会資本整備総合交付金の全体額は 44,111百万円である。 (3)復旧・復興対策事業として、32百万円がある。
12,766	12,766	0.86	0.86	
11,319	11,319	0.95	0.95	
169,172	**11,857**	**0.94**	**1.11**	
169,016	**11,805**	**0.94**	**1.12**	
156	**52**	**—**	**—**	
8,998	**0**	**0.53**	**—**	
215,804	**42,237**	**0.91**	**0.95**	
691	**400**	**1.00**	**1.00**	
191	150	1.00	1.00	
500	250	1.00	1.00	
4,055	**2,482**	**1.53**	**1.16**	
220,550	**45,119**	**0.92**	**0.97**	

２．平成２５年度都市局関係財政投融資計画等総括表

（単位：百万円）

区　　分	25 年 度 （ Ａ ）	前 年 度 （ Ｂ ）	倍　　率 （Ａ／Ｂ）	備　　考
独立行政法人都市再生機構	77,551	141,440	0.55	都市機能更新 土地有効利用 防災公園街区整備 まちなか再生・ まちなか居住推進
財政投融資	31,100	39,000	0.80	
財政融資資金	31,100	39,000	0.80	
産業投資	0	0	－	
政府保証債	0	0	－	
自己資金等	46,451	102,440	0.45	
政府出資等	306	212	1.44	
その他の自己資金等	46,145	102,228	0.45	
財団法人民間都市開発推進機構	50,000	60,000	0.83	
財政投融資	30,000	30,000	1.00	
財政融資資金	0	0	－	
産業投資	0	0	－	
政府保証債	30,000	30,000	1.00	
自己資金等	20,000	30,000	0.67	
政府出資等	0	0	－	
その他の自己資金等	20,000	30,000	0.67	
合　　計	127,551	201,440	0.63	
財政投融資	61,100	69,000	0.89	
財政融資資金	31,100	39,000	0.80	
産業投資	0	0	－	
政府保証債	30,000	30,000	1.00	
自己資金等	66,451	132,440	0.50	
政府出資等	306	212	1.44	
その他の自己資金等	66,145	132,228	0.50	

１．独立行政法人都市再生機構の都市機能更新には、住宅局所管分を含む。また、土地有効利用、防災公園街区整備及びまちなか再生・まちなか居住推進は、住宅局との共管である。
２．財団法人民間都市開発推進機構のその他の自己資金等200億円については、政府保証借入（5年未満）である。

３．平成２５年度都市開発資金予算総括表

（単位：百万円）

区　　分	25年度 (A=C+E+G)	前年度 (B=D+F+H)	倍率 (A/B)	財源内訳					
				一般会計より受入		財政融資資金		自己資金	
				25年度 (C)	前年度 (D)	25年度 (E)	前年度 (F)	25年度 (G)	前年度 (H)
用地先行取得資金融資	1,485	1,734	0.86	0	0	0	0	1,485	1,734
	(6,120)	(10,600)	(0.58)						
市街地再開発事業等資金融資	3,060	5,300	0.58	0	0	0	0	3,060	5,300
	(4,580)	(10,330)	(0.44)						
都市局	2,290	5,165	0.44	0	0	0	0	2,290	5,165
	(1,540)	(270)	(5.70)						
住宅局	770	135	5.70	0	0	0	0	770	135
	(4,724)	(8,998)	(0.53)						
土地区画整理事業資金融資	2,362	4,499	0.53	0	0	0	0	2,362	4,499
	(900)	(900)	(1.00)						
都市環境維持・改善事業資金融資	450	450	1.00	0	0	0	0	450	450
都市再生機構事業資金融資	332	332	1.00	0	0	0	0	332	332
都市・									
都市局	306	212	1.44	0	0	0	0	306	212
住宅局	26	120	0.22	0	0	0	0	26	120
民間都市開発推進資金融資	5,000	0	皆増	0	0	0	0	5,000	0
	(18,561)	(22,564)	(0.82)						
都市開発資金貸付金　計	12,689	12,315	1.03	0	0	0	0	12,689	12,315
	(16,995)	(22,174)	(0.77)						
都市局	11,893	12,060	0.99	0	0	0	0	11,893	12,060
	(4,724)	(8,998)	(0.53)						
住宅対策分	2,362	4,499	0.53	0	0	0	0	2,362	4,499
	(12,271)	(13,176)	(0.93)						
都市環境整備分	9,531	7,561	1.26	0	0	0	0	9,531	7,561
	(1,566)	(390)	(4.02)						
住宅局	796	255	3.12	0	0	0	0	796	255
	(26)	(120)	(0.22)						
住宅対策分	26	120	0.22	0	0	0	0	26	120
	(1,540)	(270)	(5.70)						
都市環境整備分	770	135	5.70	0	0	0	0	770	135
借入金償還等	2,481	4,677	0.53	0	0	0	0	2,481	4,677
再　　計	15,170	16,992	0.89	0	0	0	0	15,170	16,992

（注）上段（　）書きは、地方公共団体負担分を含んだ計数である。

４．平成２５年度行政経費予算総括表

（単位：百万円）

区　　分	平成25年度（A）		前 年 度（B）		倍　率（A／B）	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
緑地環境の保全等の対策に必要な経費	160	160	160	160	1.00	1.00
明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金	150	150	150	150	1.00	1.00
等						
地球温暖化防止等の環境の保全に必要な経費	2,595	674	1,523	794	1.70	0.85
先導的都市環境形成促進事業	2,570	649	1,501	773	1.71	0.84
うち　先導的都市環境形成促進事業費補助金	2,487	566	1,292	564	1.92	1.00
都市環境形成促進調査	83	83	209	209	0.40	0.40
等						
住宅・市街地の防災性の向上に必要な経費	1,111	541	1,023	393	1.09	1.38
減災・防災まちづくり推進方策検討調査経費	16	16	0	0	皆増	皆増
地下街の避難対策調査経費	95	95	0	0	皆増	皆増
都市安全確保促進事業	1,000	430	970	340	1.03	1.26
等						
景観に優れた国土・観光地づくりの推進に必要な経費	95	95	103	103	0.92	0.92
歴史的風致維持向上推進等調査	77	77	103	103	0.75	0.75
等						
都市・地域づくりの推進に必要な経費	1,964	1,150	907	692	2.17	1.66
環境共生型都市開発の海外展開に向けた調査経費	198	198	223	223	0.89	0.89
民間まちづくり活動促進事業	360	160	382	182	0.94	0.88
集約型都市構造化推進調査経費	188	188	0	0	皆増	皆増
うち　コンパクトシティの評価手法等に関する検討調査	31	31	0	0	皆増	皆増
都市リノベーション・公的不動産連携推進調査	60	60	0	0	皆増	皆増
集約型都市形成に向けた非建築的土地利用のあり方に関する調査	97	97	0	0	皆増	皆増
コンパクトシティ形成支援事業	1,114	500	0	0	皆増	皆増
等						
総合的な国土形成の推進に必要な経費	83	83	150	150	0.55	0.55
大都市戦略検討調査経費	83	83	150	150	0.55	0.55
その他（国土交通本省一般行政に必要な経費　等）	180	180	190	190	0.95	0.95
合　　計	6,188	2,883	4,055	2,482	1.53	1.16

地方整備局（建政部）関係

新たな都市計画制度の活用並びに普及・啓発に要する経費等	33	33	37	37	0.88	0.88

（注）本表における計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計した額と一致しない場合がある。

Ⅱ．主な新規・拡充制度

１．復興と防災対策の推進

（１）復興に向けたまちづくり

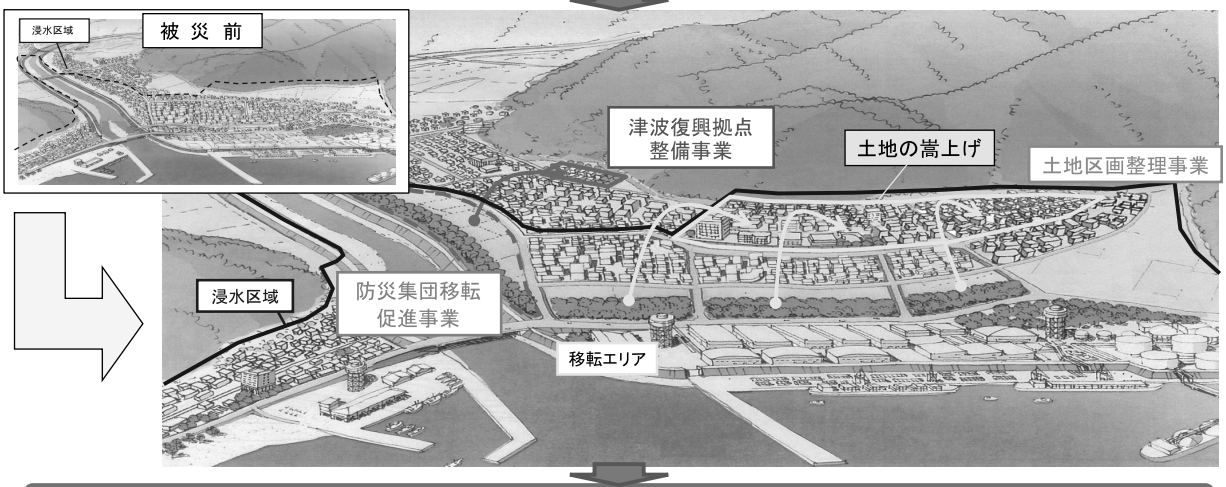
東日本大震災により広範かつ甚大な被害を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域のニーズに応じた事業手法（防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業、市街地液状化対策事業等）を活用し、引き続き、被災市街地の復興整備を強力に推進する。

◆ 被災面積、家屋数が膨大かつ広範
・津波による被災市街地面積 ･･･ 約11，800ha
（阪神淡路の被災面積約 300ha）
・被災家屋数 ･･･ 25万棟以上（全壊：約14万棟以上）

◆ 地震・地盤沈下、津波等による複合的な被災、多様な被災形態
（例）・被災地の大半が浸水し、都市機能のほとんどが壊滅
・臨海部の産業基盤を中心に浸水し、後背地は残存
・平野部の農地や沿岸集落が浸水

◆津波被災市街地復興パターン検討調査
被災状況（浸水面積、浸水割合、都市機能の被災度合い等）や都市構造の特性、地元の意向等に応じて想定される復興パターン、手法を検討し、地元自治体で進む復興計画の策定を支援（平成23年度第1次補正）

◆地域の復興ニーズに的確に対応するための市街地整備事業制度の改正・創設
防災集団移転促進事業、土地区画整理事業等について必要な制度改正を行うとともに、新たに津波復興拠点整備事業、市街地液状化対策事業、造成宅地滑動崩落緊急対策事業等を創設。広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、早期復興の実現と災害に強いまちづくりの推進を支援（平成23年度第3次補正）



早期復興の実現に向け、引き続き強力に支援

（２）都市防災の推進

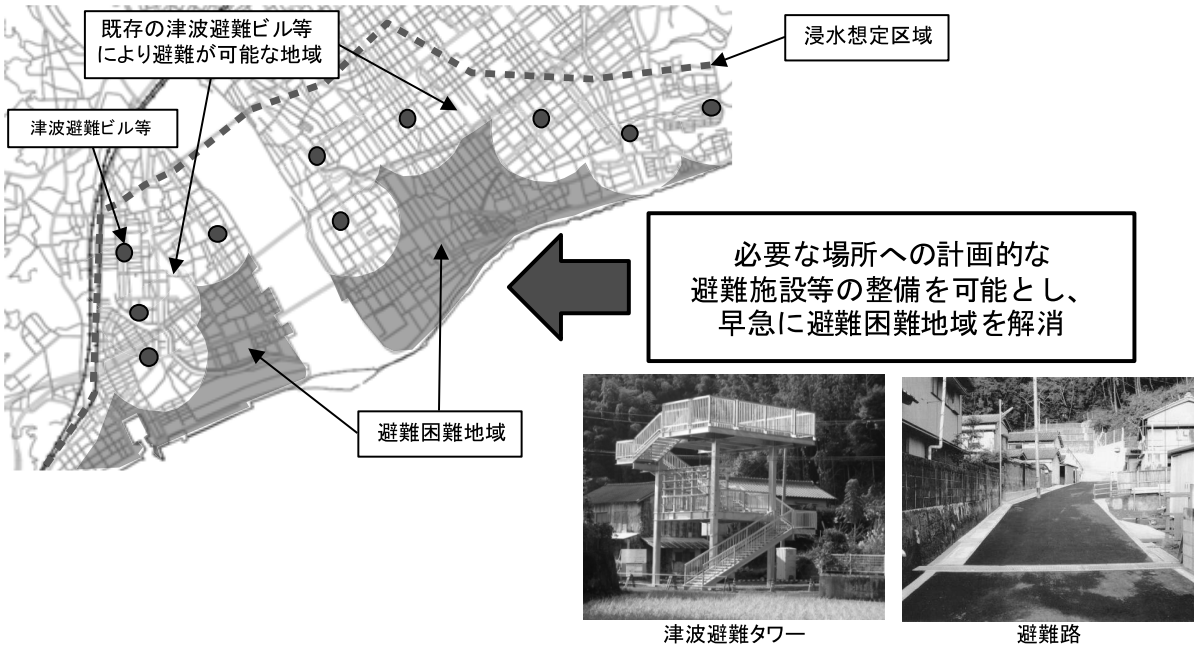
①　津波避難施設等の整備

大規模地震による津波発生に備え早急に避難困難地域を解消するため、津波避難タワーをはじめとする避難施設等を必要な場所へ計画的に整備する必要がある。

このため、都市防災総合推進事業を拡充し、南海トラフ巨大地震により津波被害が想定される地域における津波避難タワー等の防災まちづくり拠点施設の整備について、施設整備費に加え、新たに用地費及び補償費を支援対象とするとともに、上記地域における避難路の整備について、用地費及び補償費の支援対象を拡充する。

国　費　防災・安全交付金（１０，４６０億円）の内数

津波避難施設等の整備の推進（イメージ）



施 策 効 果

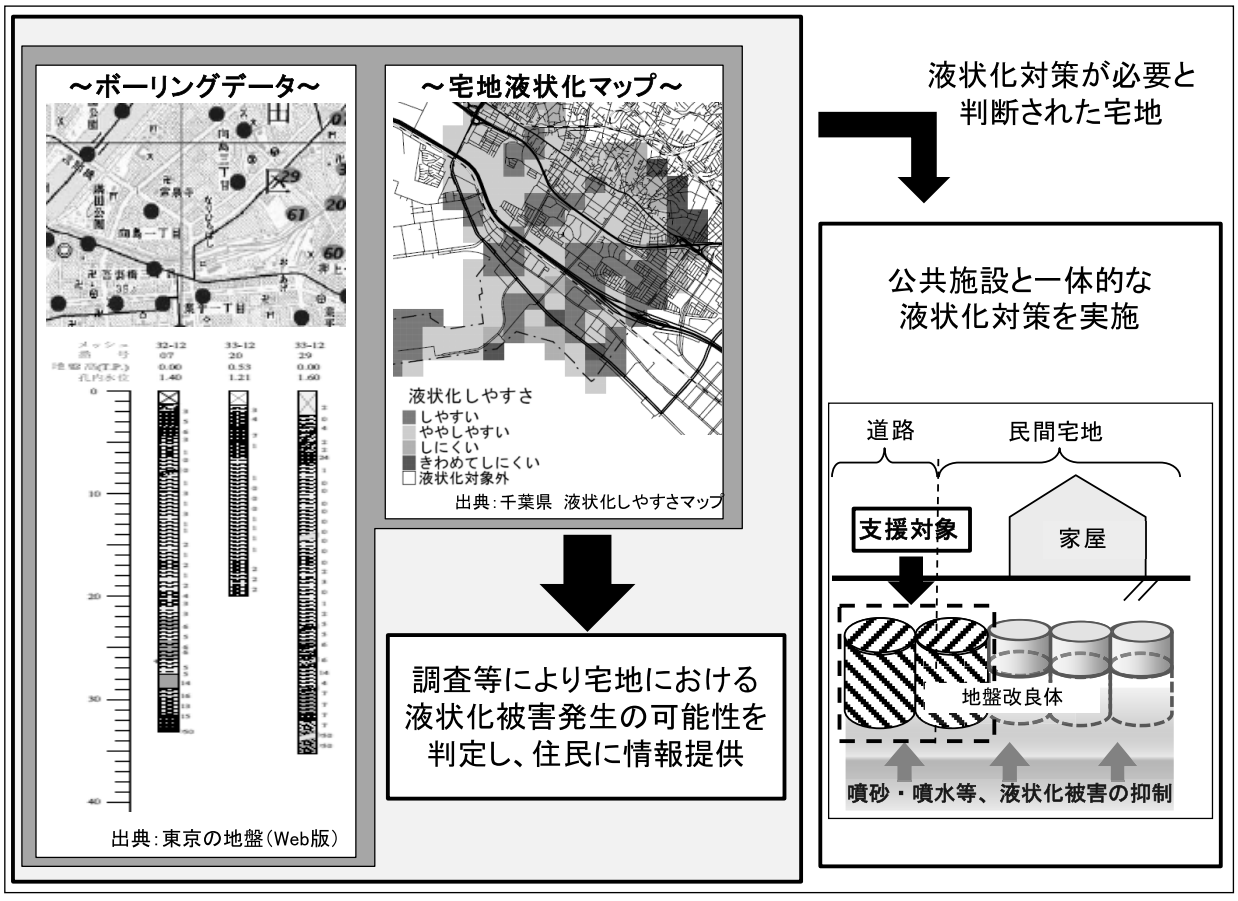
◎　津波避難施設や避難路を必要な場所に整備することにより、避難困難地域を解消し、大規模地震による津波に対する市街地の防災性の向上が図られる。

②　宅地の液状化対策

東日本大震災においては液状化による甚大な宅地の被害が報告されており、今後、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が懸念される中、液状化による宅地の被害を抑制するための対策を講じていくことが必要である。

このため、宅地耐震化推進事業を拡充し、液状化被害の程度を判定するための調査や宅地液状化マップの作成等に要する費用とともに、調査等により液状化対策が必要と判定された造成宅地における、道路等の公共施設と宅地との一体的な液状化対策工事に要する費用を支援する。

国　費　防災・安全交付金（１０，４６０億円）の内数



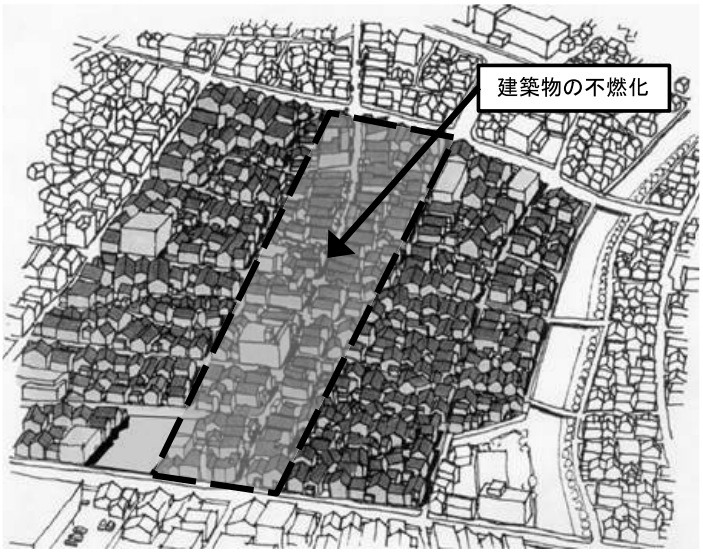
施 策 効 果

◎　宅地の液状化可能性に関する情報の提供により必要な対策を宅地所有者等に促すとともに、液状化対策工事の実施を促進することにより、地震時における宅地の液状化被害が抑制される。

③　密集市街地の不燃化対策

大規模地震に伴う大火の発生が懸念される密集市街地において、街区単位で延焼を防止する延焼遮断帯の形成が急務となっていることから、平成２４年度補正予算において拡充を行った都市防災総合推進事業を活用し、延焼遮断帯となる建築物の不燃化を促進することにより、密集市街地の不燃化対策を推進する。

国　費　防災・安全交付金（１０，４６０億円）の内数



街区単位で延焼を防止する
延焼遮断帯の形成が急務

↓

建築物の不燃化を促進し、
延焼遮断帯の整備を推進

＜平成２４年度補正予算における拡充内容＞

・事業対象区域を拡大

・対象建築物の要件を緩和し、分譲マンションの建築等を交付対象に追加

・助成単価の引き上げに加え、仮住居・引越等に要する費用を交付対象に追加

施 策 効 果

◎　密集市街地における建築物の不燃化を促進することにより、延焼遮断帯の整備が推進され、市街地の延焼遮断効果や避難経路の安全性の向上が図られる。

④　官民連携による駅周辺等の帰宅困難者対策

都市機能が集積した地域における大規模地震発生時の帰宅困難者対策を推進するため、都市安全確保促進事業を活用し、官民の協議会による安全確保に関する計画の作成や計画に基づくソフト・ハード両面の取組に対する支援を引き続き実施する。特に平成２５年度においては、主要駅の周辺地域を対象地域に追加し、官民連携による総合的な防災対策に対する支援を強化する。

事業費　１０．０億円（１．０３倍)、国　費　４．３億円（１．２９倍）



施 策 効 果

◎　国、地方公共団体、鉄道事業者、大規模ビル所有者等を構成員とする協議会の取組を支援することにより、ビル単体の防災対策にとどまらず、地域一体となったソフト・ハード両面の対策が促進され、大規模災害が発生した場合における人的・経済的被害の抑制と都市機能の継続性の確保が図られる。

⑤　災害時の広域避難に係る都市施設の安全確保対策

大都市圏において首都直下地震等の大規模地震が発生した場合には、多数の人が都県境を超えて広域的な徒歩による帰宅行動を行うものと想定され、その際、車道に人があふれることによる緊急車両等の通行阻害や徒歩帰宅者が橋梁部等のボトルネック箇所に殺到することによる混乱発生が懸念される。

このため、大都市圏における災害発生時の広域的な避難が安全に行えるよう、避難経路や避難場所となる道路、公園・広場、自由通路等の都市施設について、避難・収容等の機能・容量を点検し、必要な対応策を検討する。

事業費　１．５億円（皆　増）、国　費　１．５億円（皆　増）

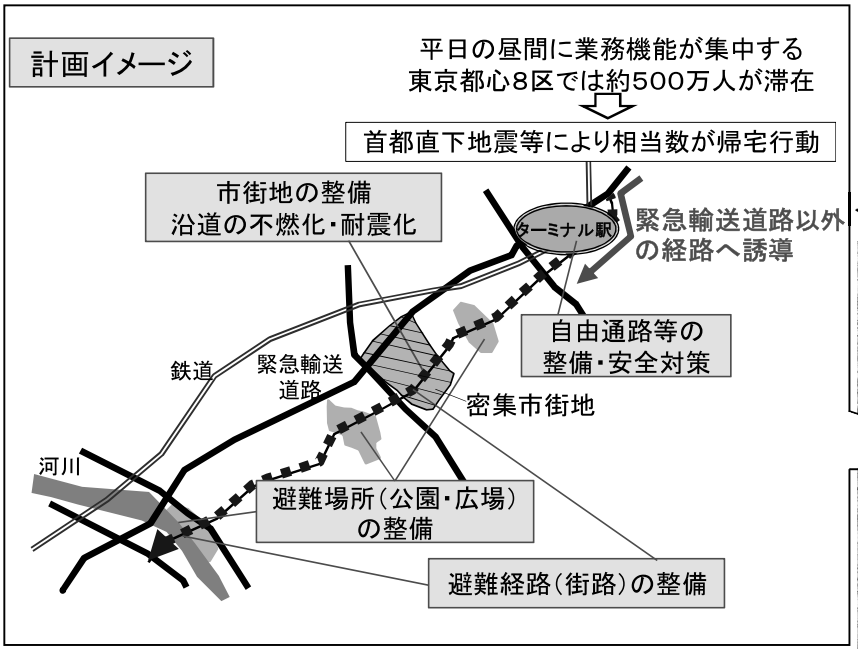
方面別に都府県・市区町からなる検討会設置（首都圏・大阪圏を想定）

↓

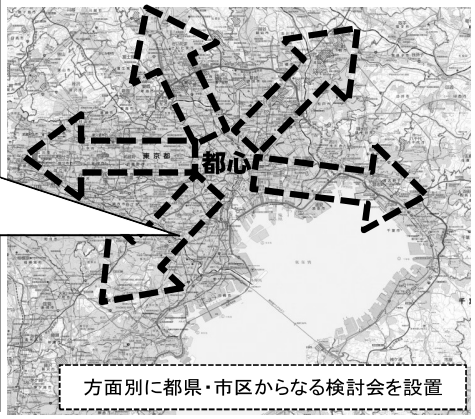
避難経路上の道路、公園・広場、自由通路等の都市施設について
機能・容量面から安全性の評価・点検

↓

避難経路の設定、誘導方策、都市施設の整備など
必要な対応策について計画策定



＜首都圏における方面別の検討イメージ＞



施 策 効 果

◎　大規模地震発生時における避難経路や避難場所となる都市施設について機能・容量を確保することにより、避難者の安全確保、緊急車両等の円滑な通行が図られ、災害に強い都市が形成される。

⑥　地下街等における安心避難対策

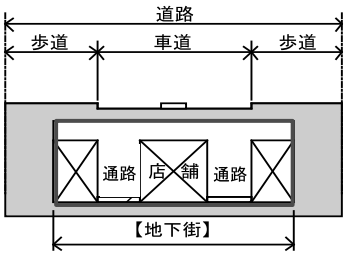
地下街は全国の拠点駅等に存在し利用者も多数に上っており、首都直下地震等の大規模地震が発生した場合には、避難の際に混乱状態となることが懸念される。

このため、避難路となる通路の安全点検や災害時の避難シミュレーションによる被害発生予測等を踏まえ、隣接ビルや駅等との連携も含めた、利用者の安心避難のための対応策を検討する。

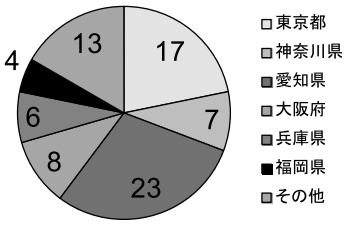
事業費　１．０億円（皆　増）、国　費　１．０億円（皆　増）

○地下街は、全国の拠点駅等に78箇所存在し、利用者が日10万人以上となる地下街も多数存在。
○大規模地震発生時には、地下街において、地上への出入口や階段等に人々が殺到することによる混乱、転倒・負傷等の事態が生じる懸念。

地下街（イメージ図）



都道府県別地下街数（78箇所）





地下街等における安心避難対策の検討

有識者等による検討会を設立し、安心避難対策を検討
- ○　避難路の安全点検、安全性評価
- ○　災害時の避難シミュレーション分析による被害予測検討
- ○　隣接ビルや駅等との連携も含め、避難対策の検討（ハード、ソフト）
- ○　安心避難ガイドラインの策定

施 策 効 果

◎　大規模地震発生時における地下街等の避難対策が推進され、災害に強い都市が形成される。

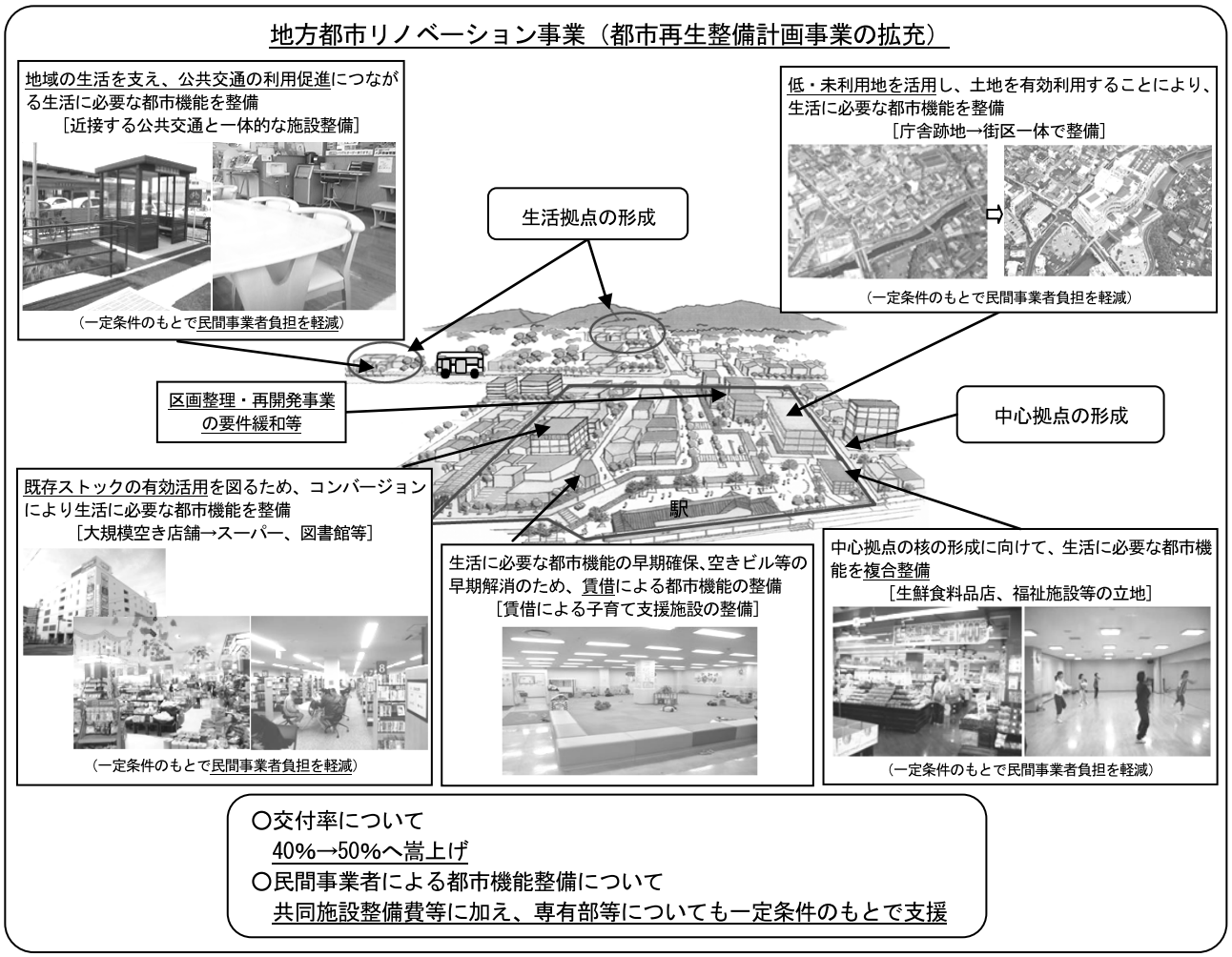
２．地方都市の再構築（リノベーション）・コンパクトシティの推進

（１）都市の中心拠点・生活拠点の形成

①　地域の生活に必要な都市機能の整備

地方都市の既成市街地等において、既存ストックの有効活用を図りつつ、地域の中心拠点・生活拠点を形成し、持続可能な都市構造への再構築を図るため、平成２４年度補正予算において創設した地方都市リノベーション事業を活用し、地域の生活に必要な都市機能（医療・福祉、商業等）の整備・維持を重点的かつ集中的に支援する。

国　費　社会資本整備総合交付金（９，０３１億円）の内数



施 策 効 果

◎　人口減少・高齢化、地場産業の停滞などにより、地域の活力が低下しつつある地方都市の既成市街地等において、地域の生活に必要な都市機能の整備・維持を支援することにより、地域の中心拠点・生活拠点の形成を推進し、地域の活性化を図る。

②　公的不動産の活用による都市の再構築

人口減少・高齢化、市町村合併等に伴う庁舎・公共施設等の公的不動産の廃止・建替え等が進展している中で、公的不動産の活用による中心拠点の形成に向けたまちづくりを推進するため、公的不動産に関する情報の一元化や公的不動産の有効かつ適切な活用方策について調査・検討を行い、地方自治体向けのガイドラインを作成する。

事業費　０．６億円（皆　増）、国　費　０．６億円（皆　増）

市町村合併、人口減少・高齢化、老朽化等により公共施設の廃止・建替・再編が進展

中心拠点の形成に向けて、庁舎・公共施設等の公的不動産を活用したまちづくりが不可欠

公的不動産活用の例

●公益施設の連鎖的建替え及び跡地活用



公有地に市役所・図書館・学校等を連鎖的に整備

●公益施設と民間施設を複合整備



旧高校跡地に公共施設と賃貸住宅、商業施設等を複合整備

◆自治体による公的不動産を活用したまちづくりを支援
・自治体が保有する公的不動産情報の一元化
・公的不動産を活用したまちづくりプランの構築
◆公的不動産を活用したまちづくりガイドラインを作成

施 策 効 果

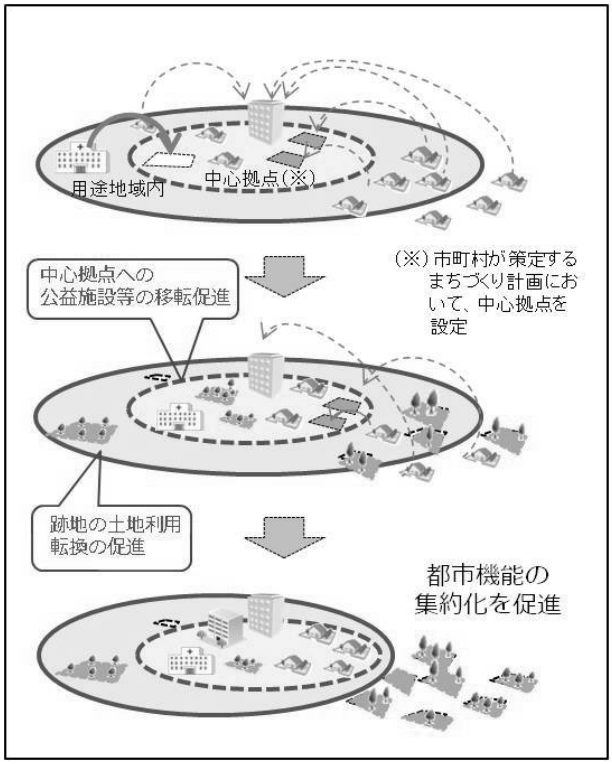
◎　地方自治体における公的不動産の有効かつ適切な活用を支援することにより、まちの中核となる庁舎・公共施設等を活かしたまちづくりを推進し、地域の活性化を図る。

（２）中心拠点への都市機能の移転等の促進

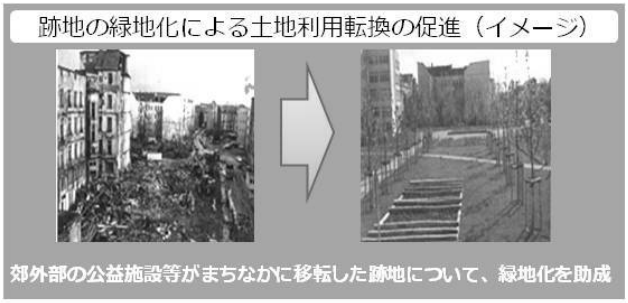
地方都市においては、人口減少・高齢化等により地域の活力が低下しつつあり、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくことが求められている。

このため、コンパクトシティ形成支援事業を創設し、医療・福祉施設、教育文化施設等の地域の生活に必要な都市機能の中心拠点への移転に際し、旧建物の除却費や跡地の緑地化費用等への助成を行う。

事業費　１１．１億円（皆　増）、国　費　５．０億円（皆　増）







この他、下記項目について支援

公益施設等の移転に係る合意形成のためのコーディネート

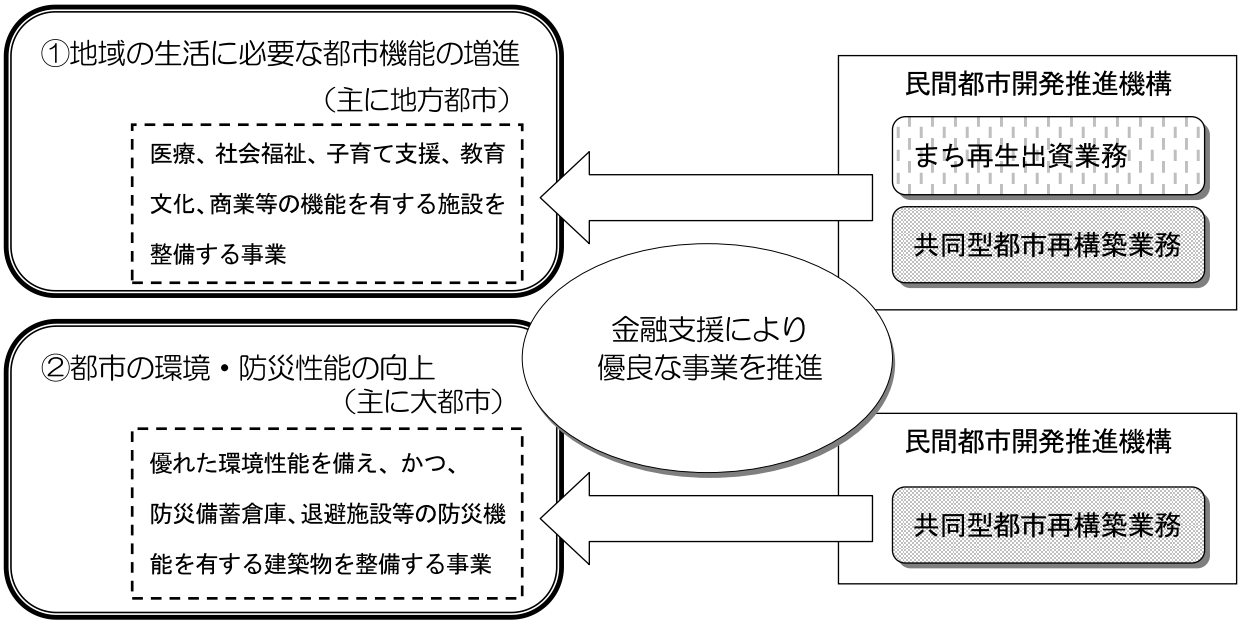
緑地管理のための専門家派遣 等

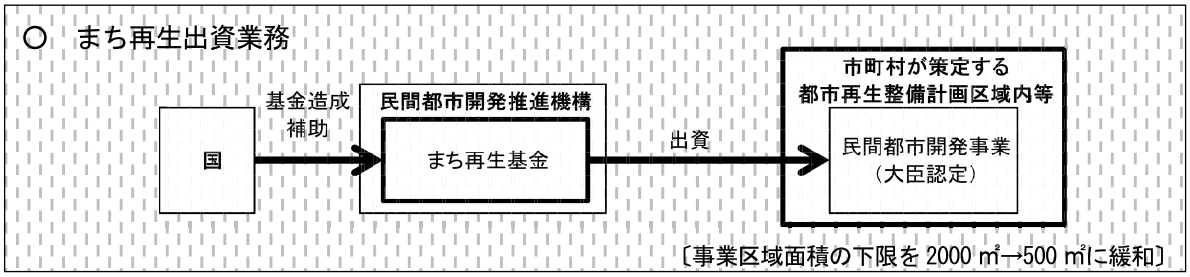
施 策 効 果

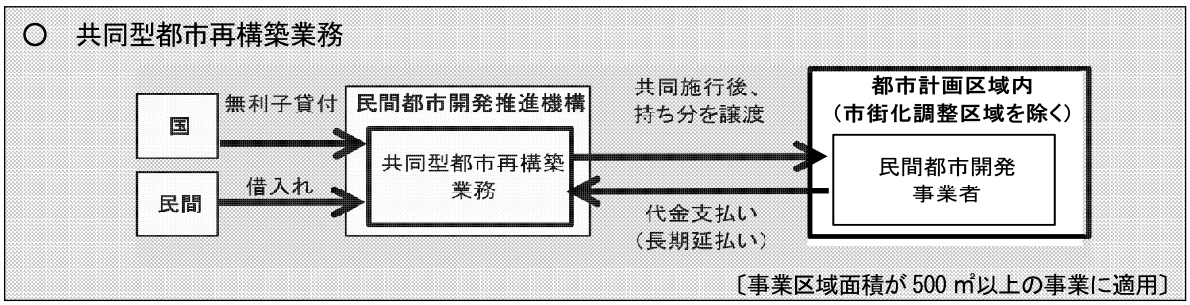
◎ 地域の生活に必要な都市機能の郊外部から中心拠点への移転及び移転跡地の土地利用転換を促進することにより、集約型の都市構造の形成が推進され、地域の活性化が図られる。

（３）都市の再構築に資する民間事業に対する金融支援

地域の生活に必要な都市機能（医療・福祉、商業等）の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業に対し民間都市開発推進機構が金融支援を実施することにより、都市の再構築を推進する。







施 策 効 果

◎ 地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する優良な民間都市開発の事業化を促進し、都市の再構築を推進する。

（4）みどりと調和したコンパクトなまちづくり

集約型都市構造化を推進していく上では、良好な都市環境の維持・形成や合理的な土地利用を推進する観点から、緑・オープンスペースの保全・確保や適切な土地利用転換を図っていく必要がある。

このため、従来のような土地の公有化や規制といった手法のほか、緑地・農地について地域の合意形成のもと計画的な土地利用コントロールを図る新たな政策ツール等について、具体的に課題を抱える地方公共団体等と協力して即地的に検討する実証的な調査を実施する。

事業費　０．９億円（皆　増）、国　費　０．９億円（皆　増）

集約型都市構造化を進めるに当たって必要となる、緑地・農地の保全・活用や適切な土地利用転換等に対応した取組を地方公共団体等から公募

↓

地方公共団体等が取組を提案

↓

第三者委員会により優れた提案を選定

↓

地方公共団体等と委託契約を締結し、現地に即した実証調査を実施

コンパクトで緑地・農地と調和した都市の形成に向けた、斜面林・屋敷林等の保全、計画的な土地利用に関する地域の合意形成、地域住民と連携した緑地等の管理等に関する実証的な調査



都市と緑地・農地との調和に
向けた計画的な土地利用等の検討



斜面林・屋敷林等
の保全



地域の合意を形成するための
ワークショップ



地域住民と連携した
緑地等の適切な管理

施策効果

◎ 集約型都市構造化を推進するに当たり必要となる緑やオープンスペースの保全・確保、適切な土地利用転換に関する手法の構築等を通じ、緑地・農地と調和した良好な都市環境の実現を図る。

３．エネルギー・環境対策の推進

（１）低炭素まちづくり

東日本大震災を契機としたエネルギー需給の変化への対応や、都市活動に由来する温室効果ガスの排出の抑制等が喫緊の課題となっていることから、都市機能の集約化等による低炭素まちづくりの実現に向けた取組に対する総合的な支援を行う。

○ **コンパクトシティ形成支援事業の創設（再掲）**

都市の低炭素化に資するコンパクトシティの形成を推進するため、地域の生活に必要な都市機能の中心拠点への移転等を促進する支援制度を創設

○ **集約都市開発支援事業及び防災・省エネまちづくり緊急促進事業の拡充**

都市機能の集約化及び建築物の省エネルギー化等を推進するため、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「認定集約都市開発事業」に対する支援を強化

○ **都市再生整備計画事業の拡充**

低炭素まちづくり計画に位置付けられた事業の円滑かつ迅速な推進を図るため、都市再生整備計画事業による支援を強化

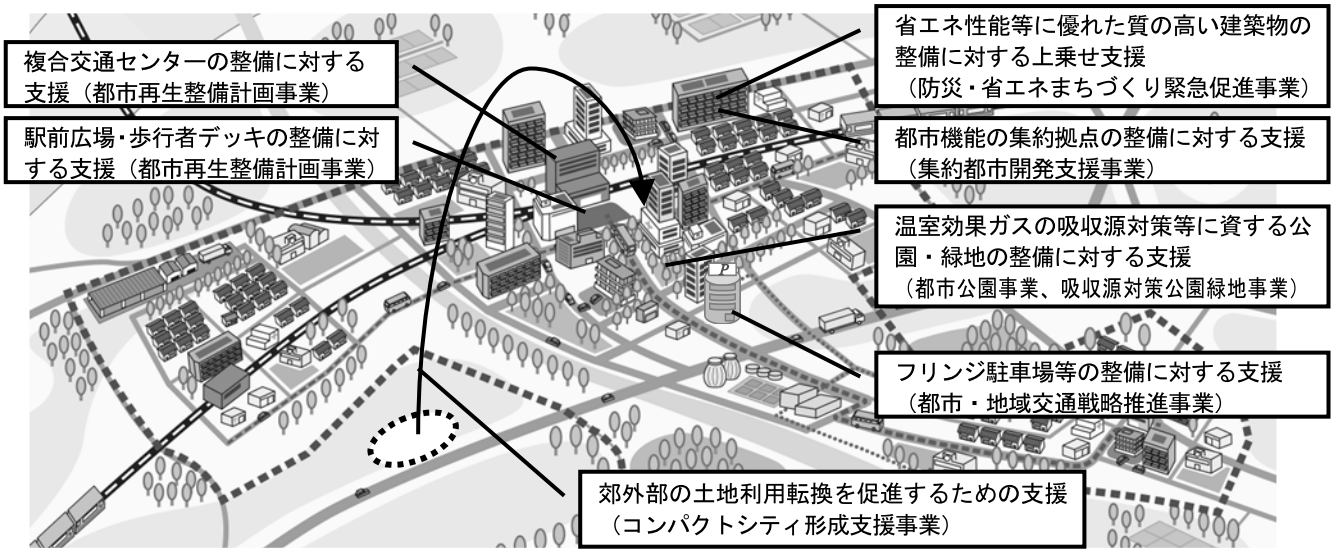
○ **都市・地域交通戦略推進事業の拡充**

まちなかへの過度な自動車流入の抑制を図るため、フリンジ駐車場等の整備を促進

○ **都市公園事業の拡充等**

温室効果ガスの吸収源対策等に資する公園・緑地の整備を促進

国　費　社会資本整備総合交付金（９，０３１億円）の内数　等



施 策 効 果

◎ 低炭素まちづくり計画区域内の事業に対する支援を強化することにより、関連する投資活動を民間が行うインセンティブにもなり、官民一体となった低炭素まちづくりが促進される。

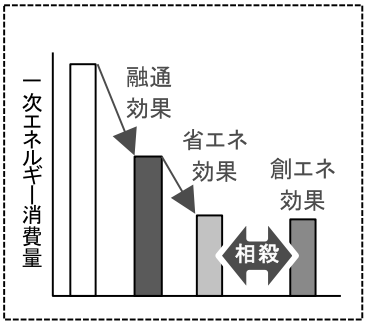
（２）自立エネルギー型都市づくり

地球温暖化に対応した省 CO2 化、東日本大震災を契機としたエネルギー利用効率化、自立分散型エネルギーシステム構築等に対する社会的ニーズに対応するため、先導的都市環境形成促進事業を拡充し、地区・街区レベルにおいてエネルギー需給の面で自立した都市づくりを推進するための支援制度を創設する。

事業費　２４．９億円（１．９３倍）の内数、国　費　５．７億円（１．０２倍）の内数

自立エネルギー型都市づくり推進事業の創設

都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域の区域、又は都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素まちづくり計画の区域内において、都市開発とあわせて融通（建物間のエネルギー融通）、省エネ（建物の環境性能の向上）、創エネ（未利用・再生可能エネルギーの導入）の取組を行う先導的な民間プロジェクト等について、各取組をパッケージとした一体的な支援を実施。



融通

・地区・街区における一次エネルギー消費量（以下、消費量）をエネルギー融通により削減

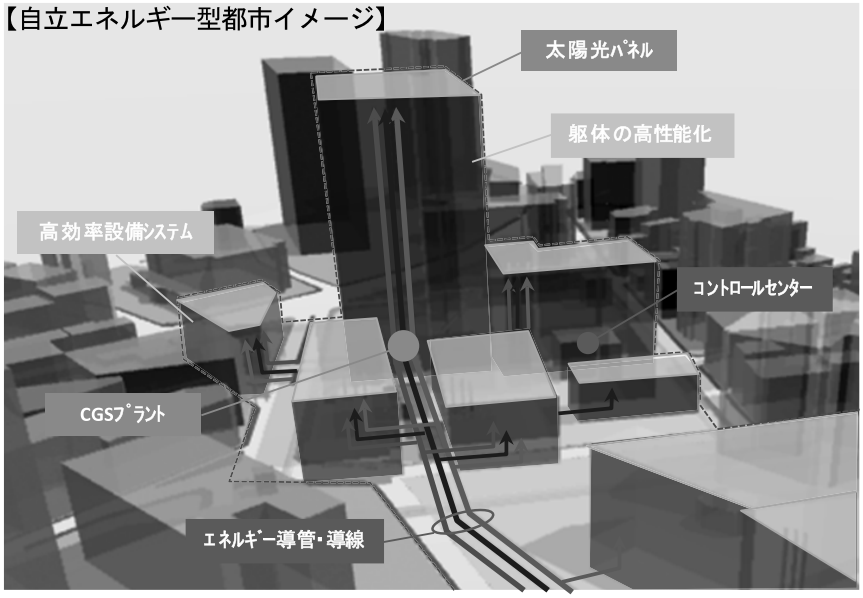
省エネ

・個別施設の環境性能向上により消費量を削減

創エネ

・削減後の消費量を未利用・再生可能エネルギーの導入により賄う

【自立エネルギー型都市イメージ】



施 策 効 果

◎　都市における省エネ化・低炭素化の究極の目標である、ゼロエネルギー街区の実現に向けた第一歩として、都市開発とあわせた自立エネルギー型都市づくりを推進する。

（３）先進的緑化技術の開発支援

市街地の緑化の推進に当たっては、その大半を占める民有地において民間事業者による緑化を進めていくことが効果的であり、その際、緑の量的な確保に加え、民間の有する先進的技術の確立とその全国への普及を通じ緑化の質を確保する必要がある。

このため、先導的都市環境形成促進事業を拡充し、民間事業者等が行う先進的な緑化関連の技術開発（緑化が困難な空間の緑化、維持管理の低コスト化等）に対する支援制度を創設する。

事業費　２４．９億円（１．９３倍）の内数、国　費　５．７億円（１．０２倍）の内数

対象となる緑化技術開発のイメージ

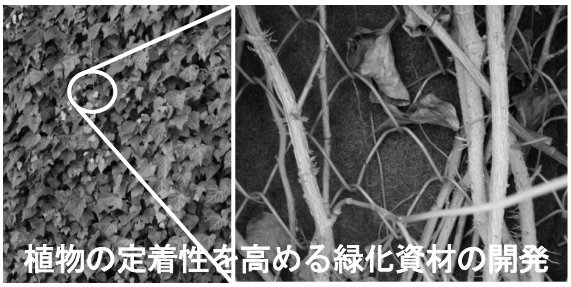
①緑化が困難な空間の緑化技術開発





②維持管理の低コスト化に資する緑化技術開発





③都市環境の改善に資する緑化技術開発





施策効果

◎　先進的緑化技術の確立とその全国への普及を通じて、民間事業者等が行う緑化を推進し、ヒートアイランド対策や生物多様性の確保等に資する、緑豊かで良好な都市環境の形成を図る。

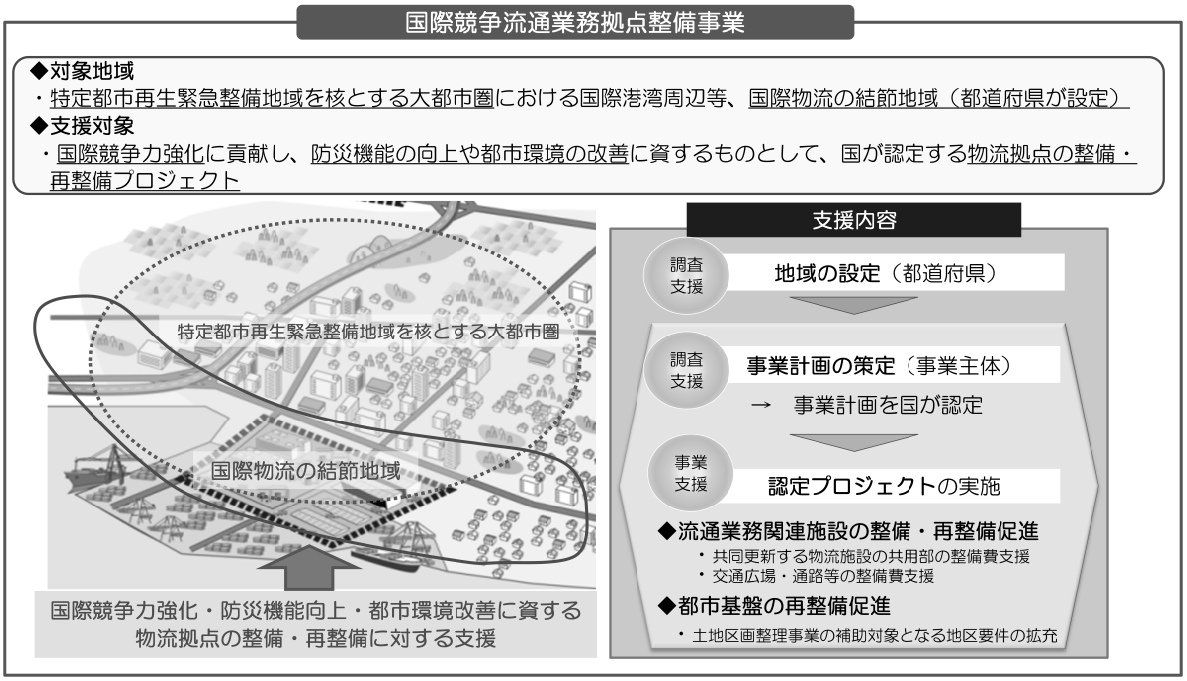
４．国際競争力強化に向けた都市基盤整備の推進

○ 国際物流拠点の整備・再整備等

大都市の経済活動を活性化し、我が国の国際競争力の強化を図るため、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要となる都市拠点インフラの整備について、国際競争拠点都市整備事業による重点的かつ集中的な支援を引き続き実施する。

また、国際競争力強化、防災機能の向上や都市環境の改善の観点から、国際競争拠点都市整備事業を拡充し、国際物流の結節地域（特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏における国際港湾周辺等）において実施される、国際コンテナへの対応が可能な物流拠点の整備・再整備プロジェクトに対する新たな支援メニュー「国際競争流通業務拠点整備事業」を創設する。

事業費　１８８．５億円（１．０５倍)、国　費　８３．２億円（１．２０倍）



施 策 効 果

◎　物流拠点の整備・再整備により物流コストが低減し、企業の国際競争力が強化される。また、施設の大型化、荷待ち車両の解消等により、防災機能が向上し、都市環境が改善する。

Ⅲ．平成２５年度税制改正事項

１．暮らしの安全・安心の確保関連税制

○都市再生安全確保施設（備蓄倉庫）を有する建築物に対する固定資産税等の特例措置の創設

都市再生安全確保計画に基づき整備する都市再生安全確保施設のうち、管理協定の対象となった備蓄倉庫に対する固定資産税等の課税標準の特例措置（5年間、特例率（参酌する割合は2/3）を条例に委任）の創設（2年間）。

２．成長戦略関連税制

○都市再生緊急整備地域等における特例措置の延長

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における特例措置について、対象要件等を一部見直した上で、以下の内容で2年間延長。

・所得税・法人税：割増償却（特定５年間 50%、都市５年間 40%）
・登録免許税：建物の保存登記（本則 0.4%→特定 0.2%、都市 0.3%）
・固定資産税等：課税標準の特例（特定 1／2、都市 3／5 に軽減、いずれも 5年間）
・不動産取得税：課税標準の特例（特定 1／2、都市 4／5 に軽減）

※太字は都市再生緊急整備地域と比較し、深掘りとなっている部分

３．低炭素社会・地域振興関連税制

○認定集約都市開発事業に係る買換特例等の創設

認定集約都市開発事業のために土地等を譲渡した場合に下記の特例措置の創設(施行区域面積が 2,000 ㎡以上である等の一定の要件を満たすものに限る)。

①同事業により建築された建築物等を取得する場合
・買換え特例（居住用資産）　所得税 100%繰延べ
②特別の事情により地区外に転出する場合
・軽減税率(居住用資産)(原則 15%→6,000 万円以下:10%／6,000 万円超:15%)
③長期保有（所有期間５年間超）の土地等を譲渡する場合
・所得税の軽減税率（原則 15%→2,000 万円以下:10%／2,000 万円超:15%)
・法人税 5%重課の適用除外

４．主要事項以外の項目

（１）国土交通省主管事項

○　関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長

○　都市計画事業認可前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）

○　市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長

○　市街地再開発事業の施行に伴う一定の新築の施設建築物に係る特例措置の延長（固定資産税）

○　緑地管理機構とみなされる特定緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度の適用

○　低炭素建築物とみなされる認定集約都市開発事業により整備される住宅である特定建築物に係る住宅ローン減税及び登録免許税の特例措置の適用

（２）他省庁主管事項

○　東日本大震災の被災地における都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に係る収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等の適用

（この冊子は、再生紙を使用しています。）